

「令和6年度山形県学生応援クリーンアップ事業実施業務委託」 仕 様 書

本仕様書は、「令和6年度山形県学生応援クリーンアップ事業実施業務委託」の実施における各種準備手配に係る業務について定めたものである。

1 事業の目的

庄内海岸の清掃活動等を通し、県内外の大学生が海洋漂着物問題に関する普及活動に取り組むとともに、海岸漂着物の実態について理解を深めることにより、今後の海岸漂着物対策に係る活動を主導するリーダーの育成を目的とする。

2 事業の概要

受注者は、下記の事業を含むプログラムを作成し、共催である特定非営利活動法人国際ボランティア学生協会（以下「IVUSA」と称する。）と実施する。

(1) 海岸クリーンアップ

ア 実施内容

(ア) 酒田市飛島及び庄内地区の海岸各1箇所以上のクリーンアップを実施する。

(イ) 全行程中に海岸漂着物問題の専門講師による座学講座を1回以上実施する。

(ウ) 荒天時は海岸クリーンアップに替えて、海岸漂着物問題に関する環境教育や座学研修プログラムを実施する。

イ 実施時期及び行程 8月27日（火）～8月31日（土）
全行程4泊5日

a 基本プログラム

8/27（火）	8/28（水）	8/29（木）	8/30（金）	8/31（土）
・結団式 ・座学講座※ ・海岸清掃 （庄内地区）	・海岸清掃 （酒田市飛島）	・海岸清掃 （酒田市飛島）	・海岸清掃 （庄内地区）	・海岸清掃 （庄内地区） ・解団式
（宿泊）8/27, 8/29～8/30 山形県海浜自然の家 8/28 飛島各旅館 ※座学講座については、初日に限らず行程中に1回以上実施				

ウ 参加者 大学生概ね80名

(2) 学生リーダー事前研修

ア 実施内容

海岸クリーンアップや海岸漂着物問題の普及啓発、環境教育を企画・運営できる人材を育成するために、実地訓練として、2（1）の海岸クリーンアップの企画、運営に参加させる。

イ 実施時期及び日数 6月中旬～7月下旬、延べ3日間

ウ 実施場所 海岸クリーンアップ予定会場

エ 参加者 大学生概ね5名

3 業務の内容

受注者は、本仕様書に基づき主に下記の業務を実施する。なお、参加者の募集、参加申込みの受付については、IVUSAを通して行う。

(1) 基本事項

ア 業務実施体制の確立

本業務の主担当者1名、副担当者1名以上を選任し、契約後速やかに発注者へ報告すること。

イ 基本計画の作成

(ア) 基本計画を作成し、契約後速やかに発注者へ提出すること。

(イ) 作成する基本計画は、次のそれぞれの場合に行う活動の内容を示すこと。

a 基本プログラム：当初計画による基本的なプログラム

b 荒天プログラム：荒天により当初計画による実施が不可能となった場合のプログラム

ウ 詳細計画の作成及び安全管理

別添「受注者が行う安全管理に関する仕様書」に基づき、海岸クリーンアップ実施の2週間前までに詳細計画書及び安全管理計画書を発注者へ報告すること。

なお、詳細計画書は基本計画に時間、場所及び人員配置等の情報を加えたものとする。

エ 参加者の募集

(ア) 以下のとおり募集チラシ・ポスターを作成し、大学等へ配布すること。

規格：チラシA4版縦カラー両面 200枚

ポスターA2カラー 10枚

(イ) 参加者の募集

大学等への参加者募集の告知、広報、関係団体等への訪問、説明会の開催等を行い、定員を確保すること。

(ウ) 参加者の決定

参加決定者に対し、当選通知を行うこと。

オ 参加学生の移動手段及び宿泊施設の調整

県内学生の初日集合場所と最終日解散場所への移動手段の調整、参加学生の行程中の移動（定期船含む）、宿泊施設の調整を行うこと。

カ 参加者、従事者の旅行傷害保険等への加入

参加学生及びスタッフを対象に次の条件の旅行傷害保険に加入すること。

(ア) 活動中における事故等に対応可能であること。

(イ) 死亡・後遺障害・入院・通院を対象とすること。

キ 必要物品の調達

事業実施に係る必要物品を調達すること。

ク アンケートの実施

参加者に対し、海岸漂着物問題に対する意識や事業に参加した感想等のアンケートを行い、今後の海岸漂着物対策事業の課題を抽出すること。

ケ 成果品の作成

成果品は以下のとおりとし、県庄内総合支庁環境課に提出すること。

報告書(A 4 現場写真含む) 1冊

報告書を電子データとして格納した DVD-ROM 1式

コ その他

(ア) 事業の実施主体は、美しいやまがたの海プラットフォームと IVUSA の共催とする。

(イ) 委託業務の実施にあたって、関係する法令を遵守すること。

(ウ) 従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。

(エ) 本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、発注者と速やかに協議し、その指示に従うこと。

(2) 海岸クリーンアップに係る事項

ア 参加者に対し、海岸清掃場所に関する情報を提供するとともに、安全な清掃活動実施のための注意事項、ごみの分別・回収方法等について、事前に周知すること。

イ 海岸清掃現場の下見を行い、必要な環境整備等を行うこと。

ウ 海岸漂着物回収関係者と事前に調整を行うこと。

エ 海岸清掃活動時に、現地の地理等を熟知したスタッフを配置すること。

オ 研修会場を確保し、海岸漂着物問題に係る研修を実施すること。その際、海岸漂着物問題に関する知見を有し、研修講師等の経験を有する者を1名以上配置すること。

カ 本事業で回収した廃棄物を、県や市町の廃棄物処理計画や指導に基づき適正に処理すること。

(3) 学生リーダー事前研修に係る事項

実地訓練の内容は次のとおりとする。

ア 海岸漂着量の確認について

イ 移動経路の確認について

ウ 周辺施設の確認について

エ 実施リスクの洗い出しについて

4 委託費に含まれる経費

(1) 企画・運営に要する人件費及び旅費

(2) 旅費交通費（県内移動分のみ）

(3) 教材費・海岸清掃に使用する消耗品等に要する経費

(4) 通信運搬に要する経費

(5) 会場・借上げバス等使用料に要する経費

(6) 参加者募集チラシの印刷に要する経費

(7) 学生・スタッフの傷害保険加入に要する経費

(8) その他諸経費

5 参加者の費用負担

(1) 海岸クリーンアップについて

食費、宿泊費、県外学生に係る学生の居住地から初日集合場所まで及び最終日解散場所から学生の居住地への往復交通費は、参加者の自己負担と

する。

(2) 学生リーダー事前研修について

食費は、参加者の自己負担とする。

6 前金払について

受注者は前金払を請求する場合には、資金計画書を添付して協議し、発注者の承認を受けてから行うこと。

受注者が行う安全管理に関する仕様書

1（企画の立案）

- 1-1 安全管理マニュアルを作成し、安全対策を念頭に入れ企画を立案すること。
- 1-2 企画の立案に際しては、必ず下見を実施して危険要素の有無を確認すること。
- 1-3 安全管理マニュアル及び立案した企画書は、事前に発注者の承認を得ること。

2（下見計画書及び下見結果報告書）

- 2-1 下見を行おうとするときは、あらかじめ定めた計画書を発注者に提出し、確認を受けた後に行うこと。
- 2-2 下見をした結果は、発注者に提出し確認を得ること。

3（安全計画書）

- 3-1 体験活動時の安全対策に係る計画書を作成し、発注者の承認を得ること。
- 3-2 当該計画書には、天候不順等や動植物等による危険性への対応、参加者の健康状況等の把握方法、用具、装備等の把握方法、食中毒・食品アレルギー対策、救助体制・応急手当の対応、医療機関への搬送、事故時の連絡体制、保険の加入に関する事項等を含むこと。

4（スタッフ）

- 4-1 安全に体験活動を行うために必要な数のスタッフを配置すること。
- 4-2 必要に応じスタッフに対する安全管理教育を実施し、その結果を記録すること。
- 4-3 実施に関わるスタッフは、それぞれの役割分担、指示命令系統を明確にすること。

5（安全担当者）

- 5-1 スタッフに主に安全管理に係る担当者を配置すること。安全担当者は、常に事業全体の安全に配慮し、スタッフやリーダーに適切な指示を行うこと。

6（事業の実施）

- 6－1 あらかじめ定めた安全計画に基づき事業を実施すること。
- 6－2 活動の現場においては、事前の現場確認の時から変化がないか、設備の安全性、避難経路、危険な生き物がいないか等を改めて確認すること。
- 6－3 常に参加者の状況を観察し、参加者の体調の変化等を把握すること。
- 6－4 参加者に対し、事前に活動に適した服装を指示するとともに、活動時においては適切な服装について指導すること。
- 6－5 移動を安全に行うために必要な設備等に問題がないか確認を行うとともに、参加者に対し危険な場所に近づかない等注意喚起を行うこと。

7（事故時の措置）

- 7－1 山形県学生応援クリーンアップ実施事業の実施中における事故については、受注者の責任において対応すること。
- 7－2 周囲の状況と事故者の様子を把握し、応急処置を行った後、速やかに医療機関へ搬送すること。
- 7－3 あらかじめ定めた連絡体制図に基づき、発注者を含む関係者へ速やかに状況を連絡すること。また、事故に関する報告書を作成すること。